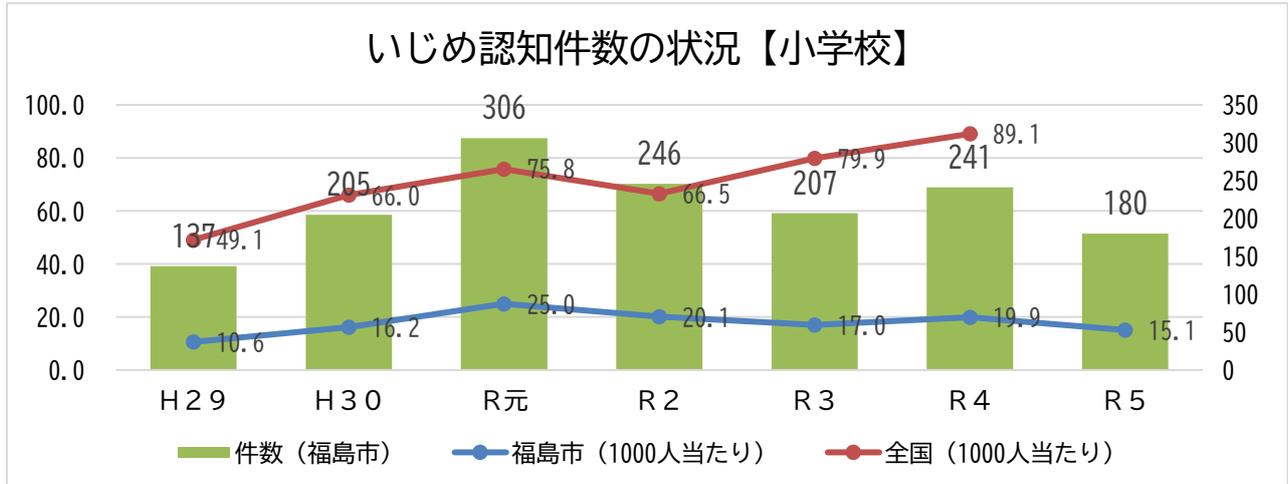
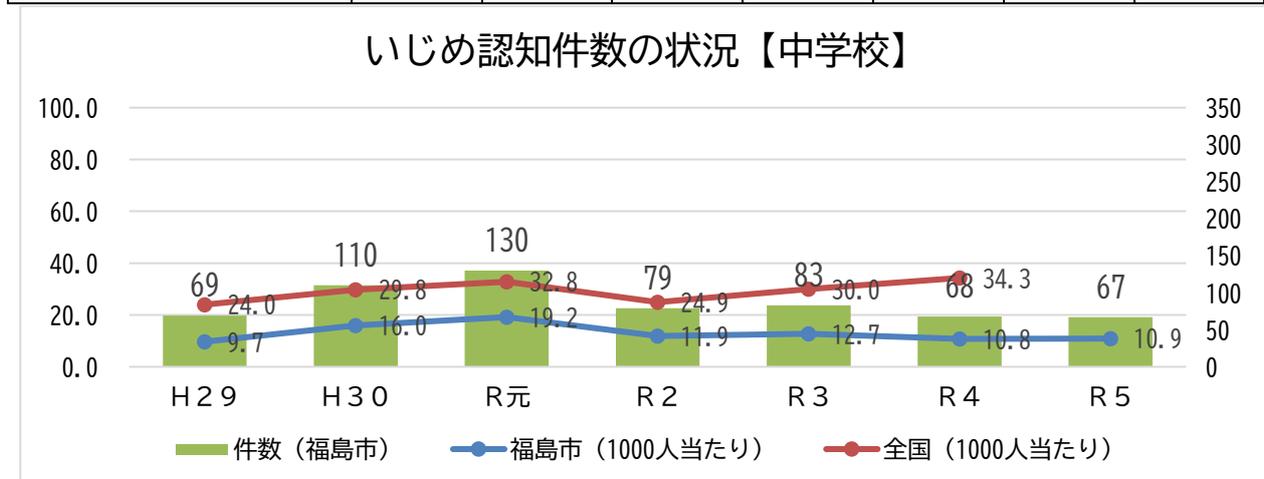


市立小・中学校のいじめの現状について

1. 市立小・中学校のいじめの認知件数の推移及び令和5年度のいじめの態様



小学校	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
福島市 (1000人当たり)	10.6	16.2	25.0	20.1	17.0	19.9	15.1
全国 (1000人当たり)	49.1	66.0	75.8	66.5	79.9	89.1	
件数 (福島市)	137	205	306	246	207	241	180

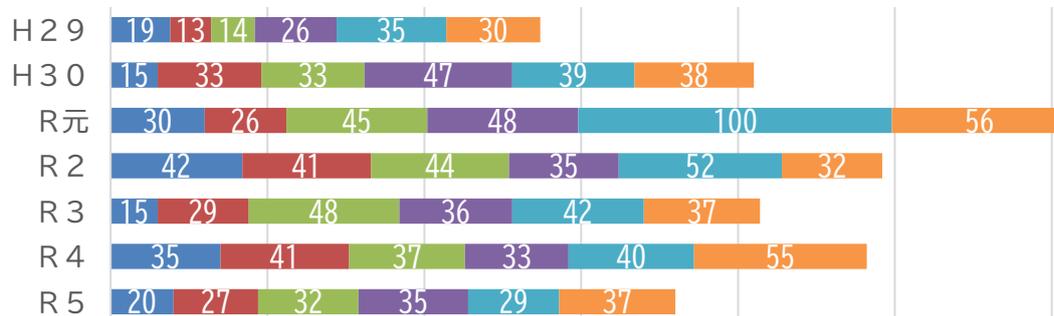


中学校	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
福島市 (1000人当たり)	9.7	16.0	19.2	11.9	12.7	10.8	10.9
全国 (1000人当たり)	24.0	29.8	32.8	24.9	30.0	34.3	
件数 (福島市)	69	110	130	79	83	68	67

本市の1000人当たりのいじめ認知件数は、コロナ禍で認知件数の減った令和2年度以降、小・中学校ともに同程度、あるいは減少で推移している。なお、全国の1000人当たりの認知件数と比較すると、小・中学校とも大きく下回っている。市のいじめ対応の取組により、各学校がいじめの未然防止、早期発見、早期解決に対して迅速かつ組織的に対応していることが功を奏していると一定の評価ができる一方で、各学校においては、今後もいじめの疑いがある場合には速やかに組織で対応し、必要に応じて適切に認知していくことを推進していく。

学年別いじめ認知件数【小学校】

■ 1年 ■ 2年 ■ 3年 ■ 4年 ■ 5年 ■ 6年

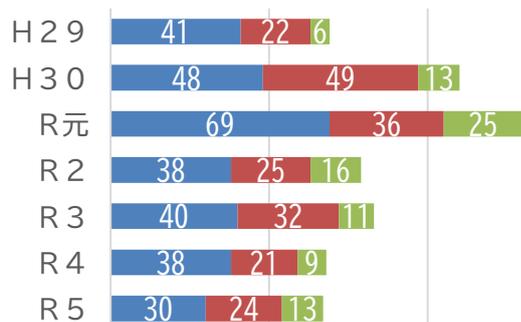


小学校	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
H29	19	13	14	26	35	30	137
H30	15	33	33	47	39	38	205
R元	30	26	45	48	100	56	305
R2	42	41	44	35	52	32	246
R3	15	29	48	36	42	37	207
R4	35	41	37	33	40	55	241
R5	20	27	32	35	29	37	180

年によって傾向は違うが、4, 5, 6年になるにつれて増加している。

学年別いじめ認知件数【中学校】

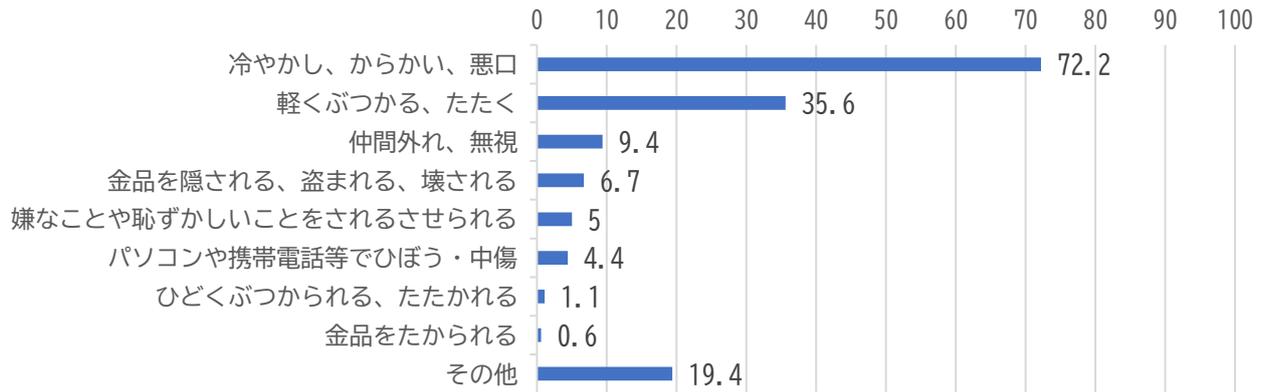
■ 1年 ■ 2年 ■ 3年



中学校	1年	2年	3年	計
H29	41	22	6	69
H30	48	49	13	110
R元	69	36	25	130
R2	38	25	16	79
R3	40	32	11	83
R4	38	21	9	68
R5	30	24	13	67

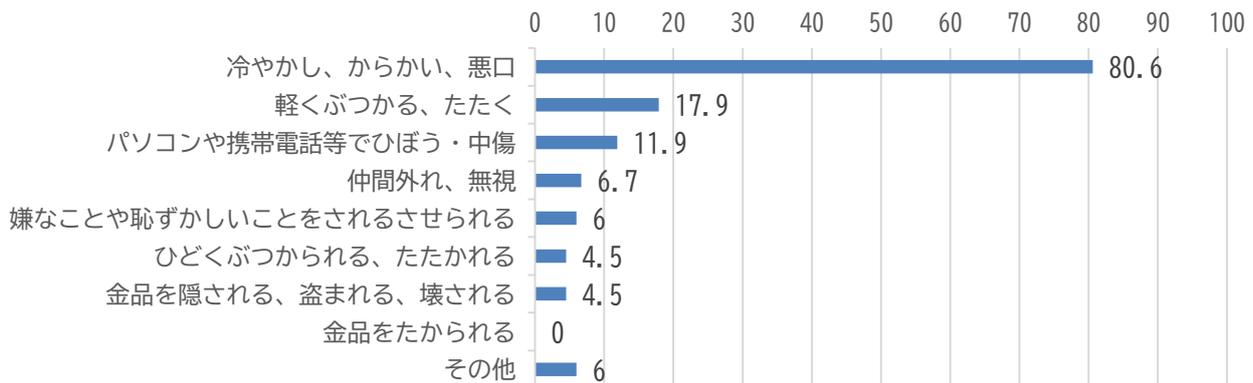
中学1年が、毎年最も多く、学年が上がるにつれて減少している。

R5いじめの態様【小学校・割合】



	冷やかしのからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	仲間はずれ、集団による無視をされる。	軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。	ひどくぶつかられたり、たたかれたり、蹴られたりする。	金品をたかられる。	金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	嫌なことをや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる。	その他
小学校	130	17	64	2	1	12	9	8	35
R5	72.2%	9.4%	35.6%	1.1%	0.6%	6.7%	5.0%	4.4%	19.4%

R5いじめの態様【中学校・割合】



	冷やかしのからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	仲間はずれ、集団による無視をされる。	軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。	ひどくぶつかられたり、たたかれたり、蹴られたりする。	金品をたかられる。	金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	嫌なことをや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる。	その他
中学校	54	5	12	3	0	3	4	8	4
R5	80.6%	7.5%	17.9%	4.5%	0.0%	4.5%	6.0%	11.9%	6.0%

上の資料から、小・中学校ともに、「冷やかしのからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」の値が圧倒的に多い。遊びや悪ふざけの気持ちで発した言葉も、受け手が苦痛を感じればいじめとなることを、子どもや保護者を含めて学校全体で共有することが大切であり、市のいじめ防止等に関する条例の改正及び市のいじめ防止基本方針の改定を機に強化してきた取組を一層充実させていく。

2. いじめの未然防止に向けた教育委員会の主な取組

- (1) 市のいじめ防止等に関する条例の改正及びいじめ防止基本方針の改定を受け、各学校のいじめ防止基本方針を改定し、教職員、保護者・地域に周知
- (2) 管理職を対象にいじめ対応研修を実施するとともに、本研修を基に、各校においていじめに関する校内研修を実施（組織的な校内体制を確立するための考え方や手法等の習得を図るとともに、教員の専門性を高める）
- (3) 定期的ないじめ調査の実施 ※スクールソーシャルワーカー（以下SSW）、スクールカウンセラー（以下SC）
 - ・いじめ実態調査（年3回）、取組状況調査（年2回）を実施し、学校の実態把握および学校へ連絡、訪問、SSWの派遣など
- (4) いじめ防止サポートチームによる組織的対応